

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見

(1a)

意見区分: ①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項

特定非営利活動法人 蔵前バイオマスエネルギー技術サポートネットワーク

常務理事 清田 憲正

- ・ 意見内容
- ・ P23 バイオマス 1) 調達区分 (未利用木材燃焼発電)
- ・ バイオマスエネルギー(未利用木材燃焼発電)については設備規模の区分が無く、ベースは比較的大型の設備に対する調達価格になっていると思われるが、バイオマスは薄く広く存在するため、規模が大きいものを優遇すると、利益を求めて広範囲から大量の原料調達を奨励することになり、日本中の山で木の乱獲が進み禿山だらけになる恐れが強くなる。従って規模別に優遇制度を見直し、発電効率の低い小規模なものに対しては厚く、発電効率の高い規模の大きいものには薄くすべきである。
- ・ 規模として、100KW未満、100KW～500KW、500KW～1000KW、1000KW～5000KW、5000KW以上程度に分類し発電効率、設備投資額を定めて調達価格を設定すべきである。
- ・ 理由
- ・ 現在の原案では、規模の大きな設備では利益が出すぎる。
- ・ 大量の木質燃料を調達するには間伐材で賄う場合数千haの山林が必要であるが費用が嵩む
- ・ 勢い、間伐でなく皆伐を志向する者が出現し、無責任な伐出で禿山だらけの日本になってしまう。

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見 (1b)

意見区分: ②買取対象となるための設備の認定に関する事項

特定非営利活動法人 蔵前バイオマスエネルギー技術サポートネットワーク

常務理事 清田 憲正

- ・ 意見内容

- 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法外 関連事項

- 本措置法は発電設備のみを対象としているが、自然エネルギーは発電だけでなく、熱エネルギーも特別措置法に加えるべきである。イギリスなどでは太陽光発電装置に熱媒体を循環させて給湯に利用する PV-T などの設備についても設置を奨励する措置が取られている。発電効率は多くの場合 30% 以下のものが大半であり、残りは熱エネルギーとなって有効に利用されず捨てられている。熱利用が進めば、効率は一気に 80% 台へと跳ね上がり、資源の有効活用が飛躍的に増大する。

- 今後の自然エネルギー発展の鍵を握るのはこのように、発電だけでなく熱エネルギーの活用を伴うコージェネレーションをこそ優遇すべきであり、このことを特別措置法に盛り込むべきである。

- ・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

- 熱エネルギーの利用を奨励することで、各地自治体を中心としたエコロジー群落が自然に育ち、地域の雇用と地域経済の活性化が図られることになり、過疎化を止めることも可能になる。。

- 根拠となる出典

- 「オーストリアの寒村ギョッシングのエネルギー自活活動 2012 年 5 月 11 日 岸本直彦」

- K-BETS ホームページ

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見

(2)

意見区分: ②買取対象となるための設備の認定に関する事項

特定非営利活動法人 蔵前バイオマスエネルギー技術サポートネットワーク

副理事長 福島 巖

・ 意見内容

P23 バイオマス 1) 調達区分 (未利用木材燃焼発電)

バイオマスエネルギー(未利用木材燃焼発電)については設備規模の区分が無く、ベースは比較的大型の設備に対する調達価格になっていると思われる。発電規模の制約を設けて対象は1000kw以下としそれを越える規模については一般材と同規模の買い取り価格を適用する。

・理由

- ・ 木材はエネルギー密度が小さいため遠距離を輸送すべきではない。地産地消に徹すべきで間伐材の発生量から考えても各地域(複合市町村)に1ヶ所の発電所を設置すべきである。発電規模も小規模のものが多く1000kwを越えることは有りえない。現在あるバイオマス発電設備は建築廃材等リサイクル材が中心に扱われておりここで未利用木材を原料にする場合は一般木材同等の扱いとすべきである。

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見

(3)

意見区分: ①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項
特定非営利活動法人 蔵前バイオマスエネルギー技術サポートネットワーク
常務理事 渡辺 雅樹

・意見内容

P1 19行目。P3 5～7行目 バイオマス 1) 調達区分(未利用木材燃焼発電)
バイオマスエネルギー(未利用木材燃焼発電)については、設備規模の区分を設けて

水力と同様に規模別として、200KW未満、200KW以上～1000KW未満、1000KW以上、と区分して、未利用木材の輸送距離を配慮した調達価格を設定すべきである。

調達価格の差は 200KW未満は40円/kWh。(最優先で普及すべき対象扱い)

200KW～1000KWは32円/kWh。

1000KW以上は24円/kWh。(一般木材と同レベル)

・理由

規模の大きな設備では、燃料の輸送が広範になり、輸送時の[CO2 排出量]が増加する。

最小の輸送コストと[CO2 排出量]に抑制する目的で、可能な限り未利用木材の産出地域で、

消費するインセンティブを明確にするべきである。

小規模バイオマス発電設備は、出力当たりで41万円/KW. は、現在の実力では困難である。

少なくとも、「メタン発酵ガス化発電」と同レベル以上の調達価格設定は必要である。

・理由2

大量の間伐材で賄う場合数千haの山林が必要となる。原案の『木材の出所を証明』制度では、

出所の山林と健全な伐採、育林責任の監視が長距離、広い範囲となって、無責任な伐出が

混在する懸念が大である。

小規模の設備であれば、必要な山林は、100～500haの範囲となり、地元の監視により、健全な伐採が維持される。山林の荒廃を防ぐ観点で、長距離運送利用を抑制すべきである。

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見

(4)

意見区分: ②買取対象となるための設備の認定に関する事項

特定非営利活動法人 蔵前バイオマスエネルギー技術サポートネットワーク

理事 進藤昭夫

・該当箇所(P26 2～13行目 5. バイオマス (5)トレーサビリティ)

・意見内容: 木質バイオマス発電のトレーサビリティに関する意見

本年度の未利用木材による発電の調達価格は暫定的であるにせよ、価格設定後の当該発電の普及度合いが重要である。もし普及が少なければ、次年度の調達価格をより高くしないと、林業再生・地域振興策にならないと考える。また林野庁などとの連携が必要である。

そこで、トレーサビリティは、単に発電原料の「証明書」だけではなく、未利用木材利用の発電コストに影響する以下のような実績データを集積すべきと考える。

—未利用木材の種類(切捨て丸太、枝状、末木)と地域別集材量

—発電原料とした未利用木材の性状(チップ、ペレットなど)と発熱量(含水率など)

—集材・運搬およびチップ化などの発電原料のコスト

—発電規模別の建設コストと運用コスト

—発電規模別の発電効率

—発電事業者の投資形態

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

木質バイオマス発電は、単に再生エネルギーの確保だけでなく、林業再生を促進し、地域振興を図る観点から、調達価格を決めるべきと考える。林業再生では、林地残材・間伐材などの未利用木材の搬出・活用であり、地域振興では、地域のエネルギー自給(地産地消化)を図り、雇用促進などに資することである。現状では、未利用材の集材・搬送コストが高く、付加価値がないので、未利用木材による発電の実績データは少ない。しかも、未利用木材の集材量は限度があるので、小規模発電にならざるを得ない。また発電事業者は地域の第3セクタなどの形態になる可能性も考慮すべきである。